

留萌市奨学生選考基準

留萌市奨学基金条例第3条第2号から第4号に規定する貸付対象の基準は、次のとおりとする。

1 学資に乏しいこと（経済的理由により就学が困難な方）【条例第3条第2号】

（1）家計基準

- ア 出願者が属する世帯の前年1年間（1月から12月）の「所得金額」又は「認定所得金額」が収入基準額表（別表第1）の収入基準額以下であること。
- イ 前記の「所得金額」とは、その世帯において収入のある者全ての金銭・物品などの1年間の収入金額から、必要経費を控除した金額（給与収入及び公的年金収入若しくはこれに類する収入がある場合にあっては、その収入につき別途才に定める計算式によって得た金額を合算した金額）をいう。
- ウ 母子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯については、その世帯の総所得金額から収入基準額算定表（別表第2）の特別控除額を控除した金額をその世帯の「所得金額」とみなすことができる。これを「認定所得金額」という。
- エ 失業、転職等により前年中の所得による算定のみで家計を判定することが適当でないと認められる場合は、出願時現在の収入等を勘案して判定すること。
- オ 給与収入及び公的年金収入の場合の「所得金額」の計算式は、所得税確定申告書又は源泉徴収票に記載されている支払金額を基にして、次の計算式によって得た金額をその世帯の所得金額とする。ただし、同一人で2以上の収入がある場合は、その収入金額を合算してから所得金額を算出するものとする。

収入金額	所得金額
329万円以下	0円
330万円以上 400万円以下	収入金額×0.8－263万円
401万円以上 878万円以下	収入金額×0.7－223万円
879万円以上	収入金額－486万円

注）収入金額及び所得金額は、万円未満を切り捨てて適用する。

※ 家計基準については、原則、公益社団法人北海道高等学校奨学会が定める募集要領の家計基準を準用している。

2 身体が健康であること【条例第3条第3号】

在学する学校で実施した健康診断を含む出願時の1年以内において実施した健康診断票等により、修学上支障がないと認められる健康状態の者であること。

3 学業が優良で、性行が善良であること【条例第3条第4号】

(1) 学業が優良とは

ア 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）の奨学生を希望する者は、中学校における3年間の学習成績の評定を全履修教科について、平均した値が3.3（小数点以下第2位で四捨五入）以上であって、優れた知的素質を有し、高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）へ進学後も優秀な学習成績を修める見込みがある者であること。ただし、高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程）に在学中の者が奨学生を希望する場合は、在学校における学習成績の評定及び評価を加味して判定する。

イ 大学又は専修学校（専門課程）の奨学生を希望する者は、高等学校における3年間の学習成績の評定を全履修教科について、平均した値が3.3（小数点以下第2位で四捨五入）以上であって、優れた知的素質を有し、大学又は専修学校（専門課程）へ進学後も優秀な学習成績を修める見込みがある者であること。ただし、大学又は専修学校（専門課程）に在学中の者が奨学生を希望する場合は、在学校における学習成績の評定及び評価を加味して判定する。

(2) 性行が善良であるとは

学校が作成する推薦書等を参考とし、学習活動その他の全般を通じて、態度及び行動とも生徒にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者であること。「態度及び行動とも生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて規律を重んじ、向学心に富み、意思が強く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽、利己、放恣、怠惰、無責任等）がないと認められることをいう。「良識ある社会人」とは、奨学金の返済についても十分な責任感があると認められるものをいう。

4 施行期日

平成28年度以降新たに奨学生となる者の選考から適用する。

別表第1

収入基準額表

世帯区分	収入基準額
1人	143万円
2人	229万円
3人	264万円
4人	286万円
5人	307万円
6人	325万円
7人	341万円

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに16万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。